資料２－２

個別品目の関税率の見直し

令和８年11月６日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

１．テレフタル酸

（１）経緯

テレフタル酸は、包装材料、飲料用ボトル、自動車部品、電気電子部品や衣料等に使用されるポリエステル樹脂の主要原料として使用されており、幅広い分野を支える基礎素材である。

テレフタル酸の国内生産は、アジア地域における大規模生産設備の拡大を背景に縮小傾向であったところ、国内唯一の生産者が 2026 年度中に事業撤退することから、2027 年度以降は海外からの輸入に依存せざるを得ない状況となり、ポリエステル樹脂製造事業者の国際的な競争力の維持・強化のため、関税の基本税率の無税化が必要との要望が提出されている。

現行の関税率

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	6.4%	―	5.3%

（２）検討

テレフタル酸については、2027 年度には国内生産者が存在しない状況となる。また、コストの観点で国内生産の再開の可能性がみこまれないことから、関税を無税にすることによるテレフタル酸の国内生産への影響は乏しいと考えられる。

また、テレフタル酸は、様々な製品の原料であるポリエステル樹脂の主要原料であり、引き続きの需要が見込まれるところ、ポリエステル樹脂製造事業者の国際競争力の維持・強化のため、原料調達コストの低減や安定的な原料調達の確保の必要性が高まっている。

一方で、現状のテレフタル酸の輸入については、経済連携協定の適用により、概ね関税負担は生じていないが、基本税率を無税とすることにより、経済連携協定が締結されていない国・地域からの輸入増加により、調達先の分散が進むことによるサプライチェーンの強靭化にも寄与することが想定される。

以上を踏まえ、ポリエステル樹脂製造事業者の国際競争力の維持・強化及び調達安定性の確保を図るため、本品目に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

テレフタル酸に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

２．たんぱく質系物質

（１）経緯

たんぱく質濃縮物等のたんぱく質系物質は、大豆や生乳等を原料とし、大豆由来については大豆ミート等の食品等に、生乳由来については栄養補助食品やプロテインパウダー等に幅広く利用されており、食品の品質改良や機能付与に重要な役割を果たしている。

これらの物質は、現在関税率表第 2106.10 号（実行税率 10.6%～29.8%＋1,155 円/kg）において、「たんぱく質濃縮物」と規定されている

令和６年、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（ＨＳ条約）に基づき世界税関機構（ＷＣＯ）に設置されているＨＳ委員会（注）において、第 2106.10 号に分類されるたんぱく質濃縮物は、たんぱく質含有量が乾燥状態において全重量の 65%以上のものとする旨決定された。

これにより、たんぱく質含有量が乾燥状態において全重量の 65%未満のたんぱく質系物質は第 2106.90 号(実行税率 5.0%～29.8%＋1,159 円/kg)に分類されることとなった。

現在、我が国では、たんぱく質含有量が乾燥状態において全重量の 65%未満のものでも、その特性がたんぱく質にあるものは第 2106.10 号に分類している。国内において第 2106.10 号から第 2106.90 号に分類変更する必要のある物品について、引き続き現行税率の維持を求める要望が提出されている。

（注）商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（ＨＳ条約）に基づき設置され、締約国で構成。条約の改正の提案や統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するための勧告の起案等を任務とする。

（２）検討

ＨＳ委員会の決定に従い、第 2106.10 号に含まれる「たんぱく質含有量が

乾燥状態において全重量の 65%未満のたんぱく質系物質」が第 2106.90 号（その他のもの）へ変更されることとなるため、関税定率法及び関税暫定措置法の当該号の中に、税細分を新設した上で、現行の第 2106.10 号と同じ水準の関税率を設定することが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

分類変更されるたんぱく質系物質に対し、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定することが適当ではないか。

３．２以上の植物性のかす又は油かすからなる飼料用調製品（以下「植物性のかす等からなる飼料用調製品」という）

（１）経緯

植物性のかす等からなる飼料用調製品は、２以上の大豆油かすや菜種油かす等の植物性のかす又は油かすを混合したもので、家畜への配合飼料等として使用されている。

現在、植物性のかす等からなる飼料用調製品は、大豆油かすや菜種油かす等の植物性のかす又は油かすが分類される第 23.02 項から第 23.08 項（実行税率無税（基本税率））に分類している。

令和５年９月のＨＳ委員会において、飼料用調製品として第 2309.90 号（実行税率 12.8%又は 36 円/kg（協定税率））に分類決定され、令和５年９月に当該決定が承認された。これを受け、国内において分類変更する必要がある物品について、引き続き現行税率の維持を求める要望が提出されている。

（２）検討

ＨＳ委員会の分類決定に従い、第 23.02 項から第 23.08 項までに含まれる植物性のかす等からなる飼料用調製品を単純に第 2309.90 号（飼料用調製品）へ変更されることとなることから、関税定率法の当該号の中に、税細分を新設した上で、現行の第 23.02 項から第 23.08 項と同じ水準の関税率を設定することが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

分類変更される植物性のかす等からなる飼料用調製品に対し、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定することが適当ではないか。